

第 5 期 東 金 市 障 害 福 祉 計 画 ・
第 1 期 東 金 市 障 害 児 福 祉 計 画

平 成 3 0 年 3 月
東 金 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間及び見直しの時期.....	4
第2章 計画の基本方針.....	5
1 計画の基本理念.....	5
2 計画の基本的視点.....	5
第3章 障がいのある人の状況.....	7
1 身体障害者手帳所持者数の推移.....	7
2 療育手帳所持者数の推移.....	10
3 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移.....	12
4 自立支援医療(精神通院)受給者数の推移.....	14
5 指定難病医療費助成制度受給者数の推移.....	15
第4章 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス体系.....	16
1 障害者総合支援法に基づくサービス体系.....	16
2 児童福祉法に基づくサービス体系.....	17
3 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正について.....	18
第5章 第4期計画の実績について.....	20
1 訪問系サービスの利用実績.....	20
2 日中活動系サービスの利用実績.....	22
3 居住系サービスの利用実績.....	24
4 相談支援の利用実績.....	24
5 障害児通所支援等の利用実績.....	25
6 地域生活支援事業の利用実績.....	26
第6章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標.....	31
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	31
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	32
3 地域生活支援拠点等の整備.....	33
4 福祉施設から一般就労への移行.....	34

5 障がい児支援の提供体制の整備等.....	35
第7章 障害福祉サービス等の見込量とその確保のための方策.....	37
1 障害福祉サービス、相談支援及び障害児通所支援等の見込量.....	37
2 サービス見込量を確保するための方策.....	48
第8章 地域生活支援事業.....	50
1 概要.....	50
2 事業の種類.....	50
3 各事業のサービス見込量とその確保のための方策.....	51
第9章 計画の推進のために.....	56
1 計画達成状況の点検及び評価.....	56
2 関係機関等との連携.....	56

「障がい」の表記について

「障がい」の表記につきましては、法に規定のある用語等は、そのまま「害」を用いています。そのため、文中で「障がい者」や「身体障害者」など、「がい」が漢字表記のものとひらがな表記のものが混在しています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

東金市は、人と人とのふれあい、自然とのふれあいを大切にした人づくり・地域づくりを通して、市民一人ひとりが安心して安全に、いきいきと暮らせるまちづくりを目指すため、平成13年3月に「東金市障害者計画」を策定し、各種の障がい者施策を推進してきました。

平成23年3月には、「第2期東金市障害者計画」を策定し、『障害のある人もない人もぬくもりの地域で共に暮らせるまちづくり』という理念のもとに、障がいのある人もない人も共に愛着のある東金市で暮らせるように、障がいのある人を支える施策・事業の推進を図るとともに、市民と協力してぬくもりのある地域づくりに取り組んでいます。

また、障害福祉サービス提供の実施計画として平成19年3月に「東金市障害福祉計画(以下、「第1期計画」という。)」を策定し、現在は、平成27年3月に策定した「第4期障害福祉計画(以下、「第4期計画」という。)」に基づき、障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、地域生活支援事業、相談支援の提供体制の確保に努めてきました。

国においては、障がい者に関する初の国際条約である「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて、障害者基本法の改正(平成23年8月)、障害者自立支援法の改正(平成24年6月。このとき、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)に改称)、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定(平成25年6月)、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正(平成25年6月)など様々な国内法の整備を進め、平成26年1月に同条約を批准しました。

平成28年5月には、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立し、平成30年4月から全面施行されます。障がい者が自ら望む地域生活を送れるように「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための改正となっています。

「第5期東金市障害福祉計画・第1期東金市障害児福祉計画」は、こうした国の動向や障がい者を取り巻く状況を踏まえて、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制を総合的かつ計画的に確保するため、平成29年度に計画期間を終える第4期計画の次期障害福祉計画と児童福祉法の改正により平成30年4月から策定義務化さ

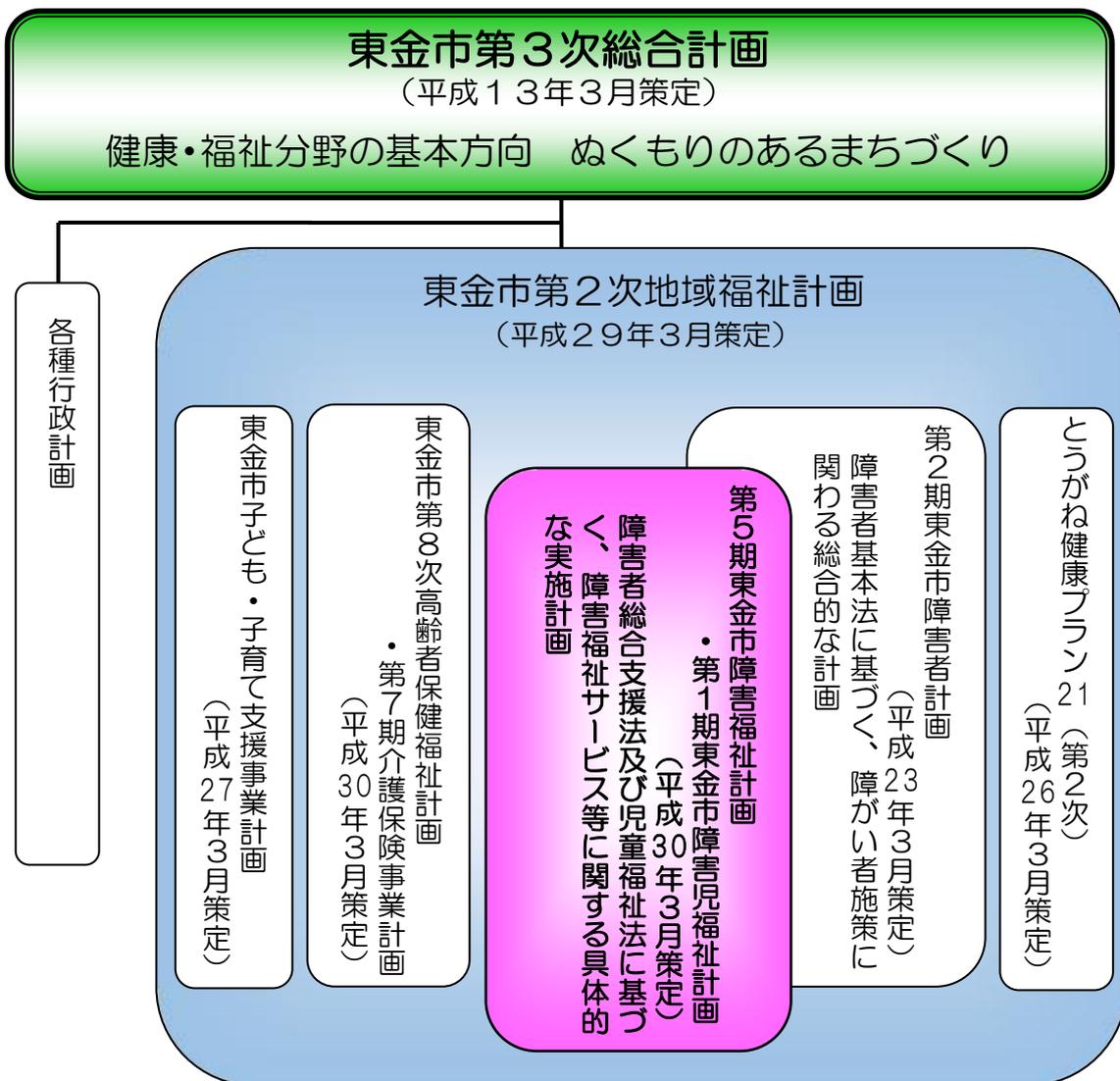
れる障害児福祉計画を一体的に策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画を一体的に策定するもので、本市市政運営の最上位計画である「東金市第3次総合計画」における部門別の計画である「第2期東金市障害者計画」に定めた各種障害者施策のうち、障害福祉サービス等の提供に関する具体的な実施計画として位置づけます。

また、本計画は、「東金市第2次地域福祉計画」「東金市第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」「とうがね健康プラン21(第2次)」や「東金市子ども・子育て支援事業計画」など、他の本市保健福祉施策に関する計画とも整合性や連携をとりながら推進していきます。

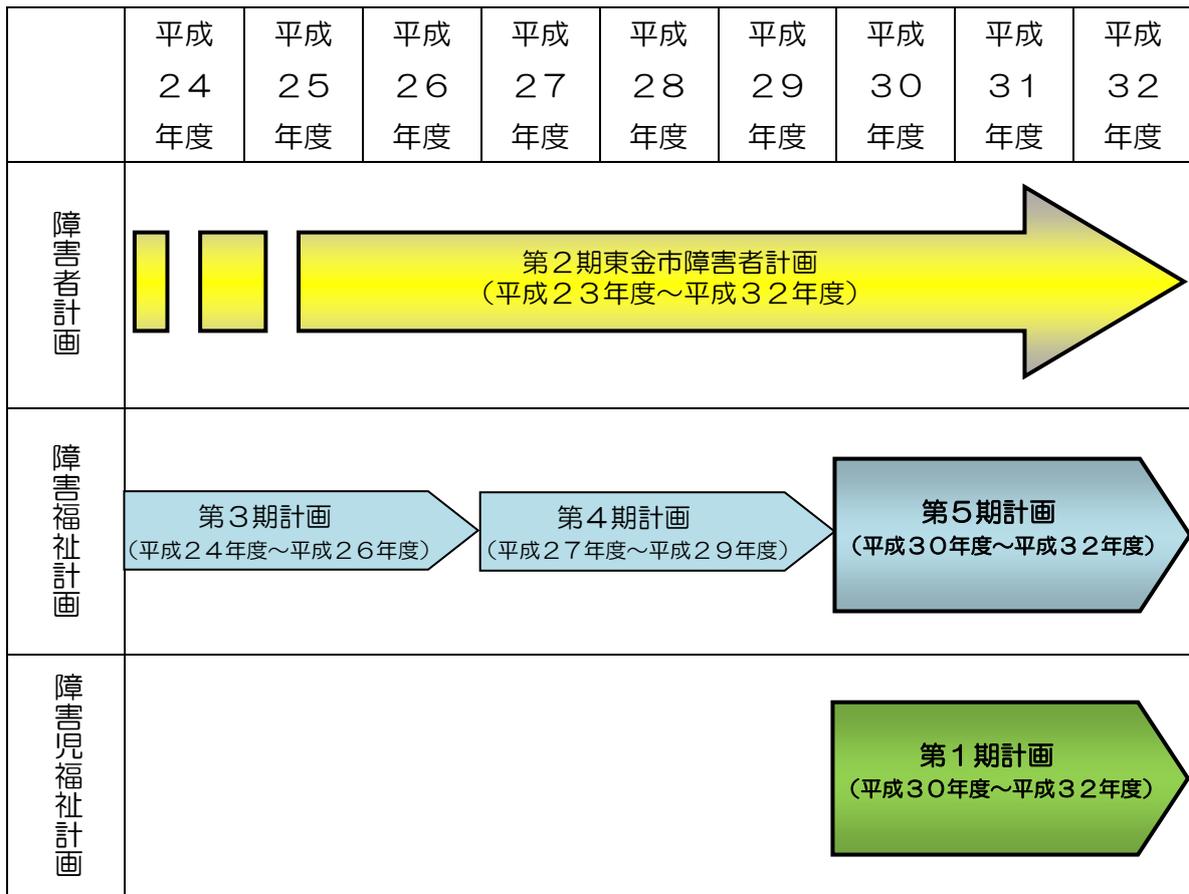
計画の位置づけ



3 計画の期間及び見直しの時期

国の基本指針により、市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は3年ごとに策定することとされていることから、本計画は平成30年度から平成32年度までを計画期間とします。

ただし、計画期間中であっても法改正や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととします。



第2章 計画の基本方針

1 計画の基本理念

東金市においては、「東金市第3次総合計画」で定めた健康・福祉分野の基本方針である“ぬくもりのあるまちづくり”の実現を図るため、「第2期東金市障害者計画」に掲げた次の理念に基づいて、各種の障がい者福祉施策を推進しています。

障害のある人もない人もぬくもりの地域で共に暮らせるまちづくり

本計画においても、「第2期東金市障害者計画」の理念を共有し、計画の推進を図るものとします。

2 計画の基本的視点

本計画の策定にあたり、「第2期東金市障害者計画」の理念のもと、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨を踏まえ、次に掲げる点に配慮するものとします。

○ 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障害児通所支援等の提供体制の整備に努めます。

○ 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害福祉サービスは、障がい種別によって区別されることなく一元的に提供されることを踏まえ、障がいのある人が個々の障がい特性やニーズに応じて必要な支援を受けられるようにサービス提供体制の充実を図ります。

また、発達障がいや高次脳機能障がい、難病等の方についても、障害福祉サービスが受けられることについて周知を図ります。

○ 地域生活への移行や継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を図ります。

また、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に努めます。

○ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保等に係る取組、専門的な支援を要する人に対して各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築について検討します。

○ 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

障がいのある児童の健やかな育成を支援する観点から、障がい種別に関わらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。

また、障がいのある児童のライフステージに沿って、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、障がいの有無に関わらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)の推進に努めます。

第3章 障がいのある人の状況

1 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳の所持者数は、平成28年度末現在で1,734人と平成23年度末の1,596人から8.6%増加しています。

(1) 年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

平成28年度末の手帳所持者数を年齢別にみると、「65歳以上」が1,115人と最も多く全体の6割強を占めています。

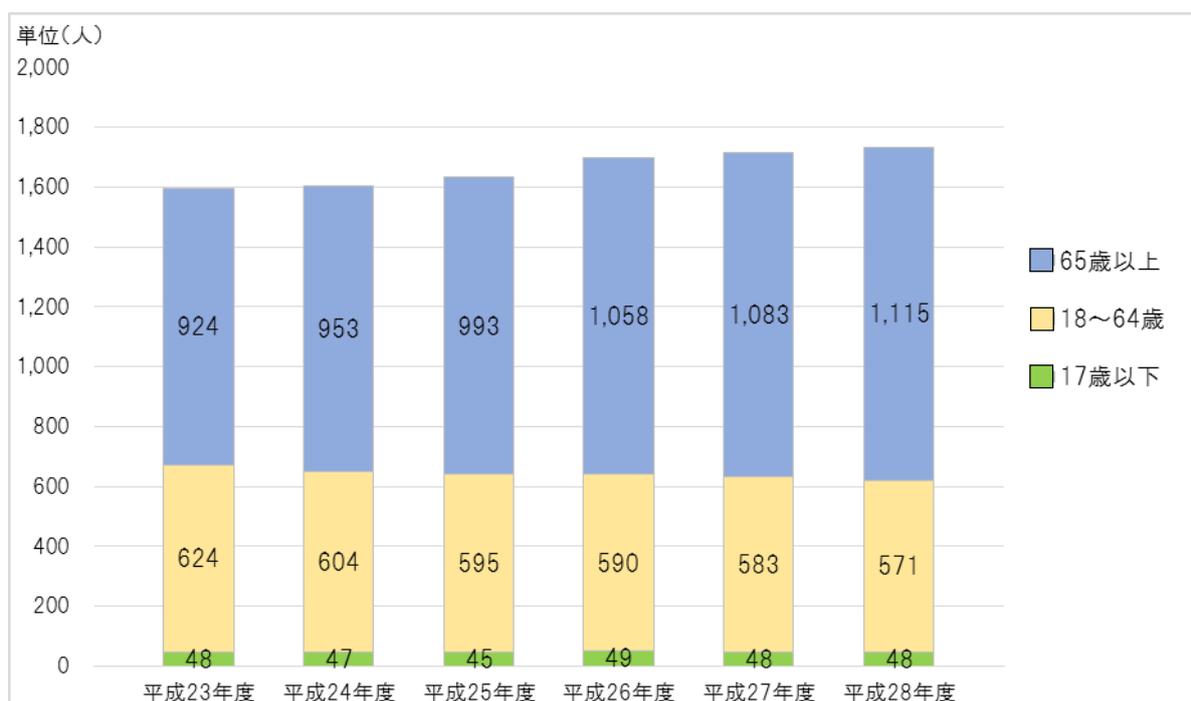
また、平成23年度末から平成28年度末までの手帳所持者数の推移をみると、「18～64歳」は年々減少している一方で、「65歳以上」は年々増加しており、平成23年度末の924人から平成28年度末には1,115人と20.7%増加しています。

●年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

各年度末現在(人)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
17歳以下	48 (3.0%)	47 (2.9%)	45 (2.8%)	49 (2.9%)	48 (2.8%)	48 (2.8%)
18～64歳	624 (39.1%)	604 (37.7%)	595 (36.4%)	590 (34.8%)	583 (34.0%)	571 (32.9%)
65歳以上	924 (57.9%)	953 (59.4%)	993 (60.8%)	1,058 (62.3%)	1,083 (63.2%)	1,115 (64.3%)
合計	1,596	1,604	1,633	1,697	1,714	1,734

※()内の数値は構成比を表しており、小数点以下第2位を四捨五入している関係で合計しても100%にならないことがあります。



(2) 障がい種類別身体障害者手帳所持者数の推移

平成28年度末の手帳所持者数を障がい種類別にみると、「肢体不自由」が912人と最も多く全体の5割強を占めています。次いで多いのが「内部障がい」で584人と全体の3割強を占めています。

また、平成28年度末の手帳所持者数を平成23年度末と比較すると、全ての区分で増加しています。特に「内部障がい」は年々増加しており、平成23年度末の482人から平成28年度末には584人と21.2%増加しています。

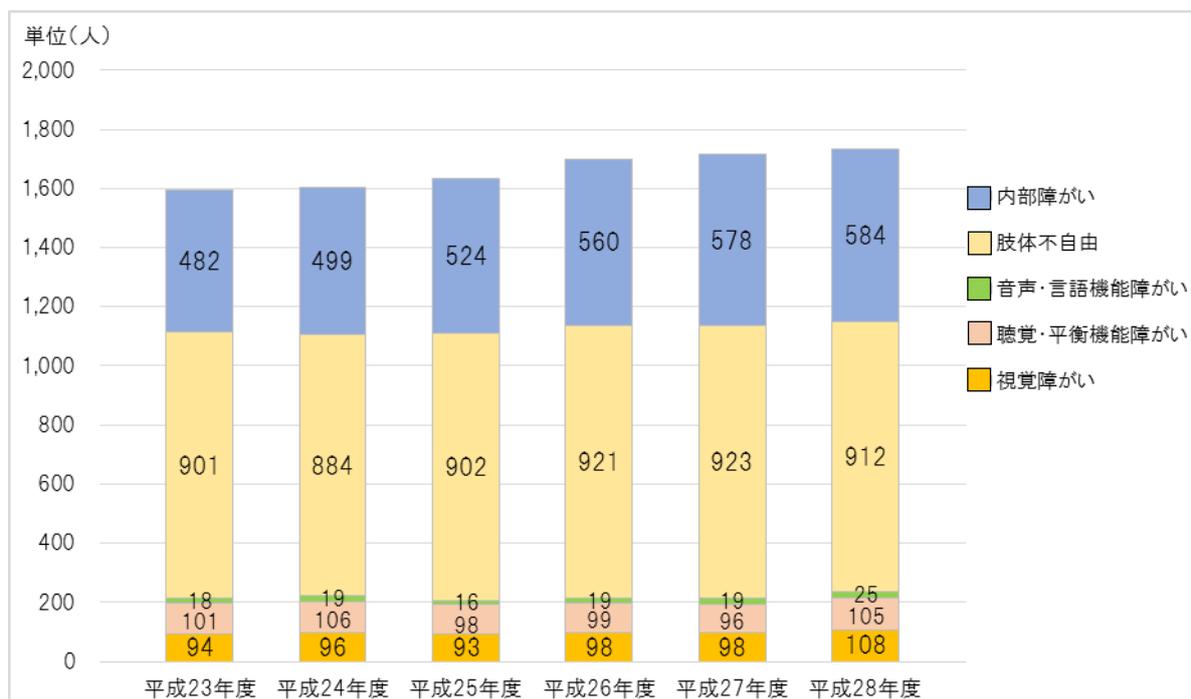
平成23年度末から平成28年度末までの障がい種類別構成比の推移をみると、「肢体不自由」は平成23年度末の56.5%から平成28年度末には52.6%と減少傾向である一方で、「内部障がい」は平成23年度末の30.2%から平成28年度末には33.7%と増加傾向となっています。

●障がい種類別身体障害者手帳所持者数の推移

各年度末現在(人)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
視覚障がい	94 (5.9%)	96 (6.0%)	93 (5.7%)	98 (5.8%)	98 (5.7%)	108 (6.2%)
聴覚・平衡機能障がい	101 (6.3%)	106 (6.6%)	98 (6.0%)	99 (5.8%)	96 (5.6%)	105 (6.1%)
音声・言語機能障がい	18 (1.1%)	19 (1.2%)	16 (1.0%)	19 (1.1%)	19 (1.1%)	25 (1.4%)
肢体不自由	901 (56.5%)	884 (55.1%)	902 (55.2%)	921 (54.3%)	923 (53.9%)	912 (52.6%)
内部障がい	482 (30.2%)	499 (31.1%)	524 (32.1%)	560 (33.0%)	578 (33.7%)	584 (33.7%)
合計	1,596	1,604	1,633	1,697	1,714	1,734

※()内の数値は構成比を表しており、小数点以下第2位を四捨五入している関係で合計しても100%にならないことがあります。



(3) 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

平成28年度末の手帳所持者数を等級別にみると、「1級」が537人と最も多く全体の3割強を占めています。また、重度障がい者(1級・2級)は、794人と全体の半数近くを占めています。

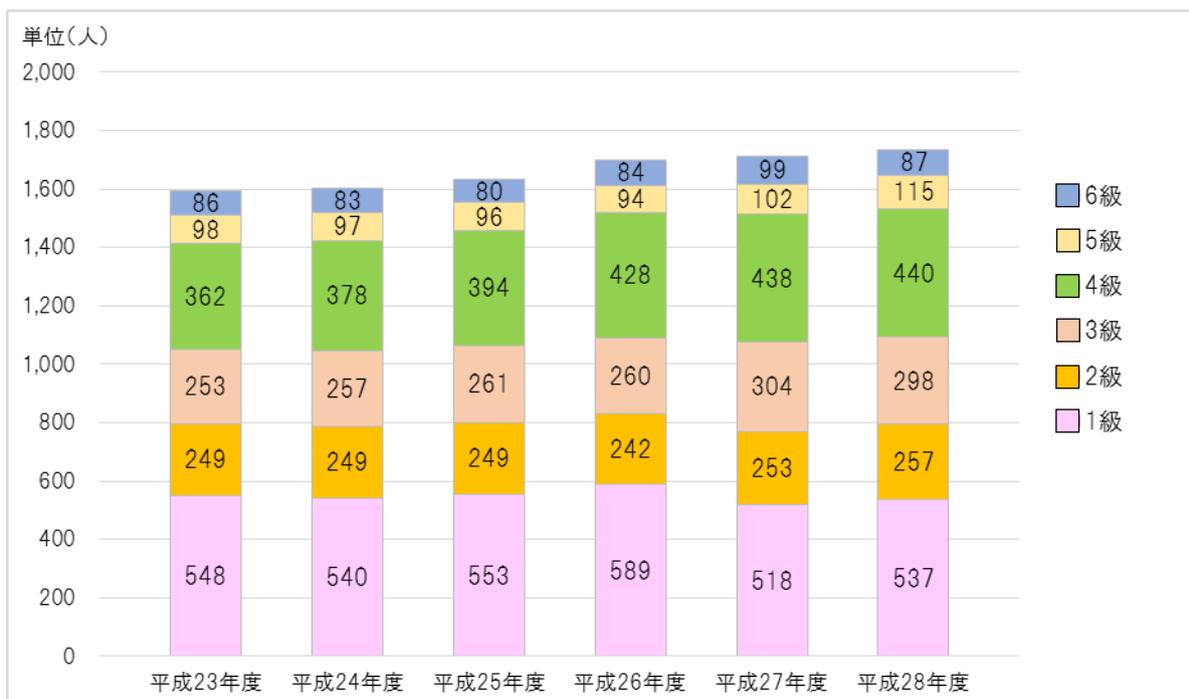
平成28年度末の手帳所持者数を平成23年度末と比較すると、「1級」以外は増加しています。特に「4級」は年々増加しており、平成23年度末の362人から平成28年度末には440人と21.5%増加しています。

●等級別身体障害者手帳所持者数の推移

各年度末現在(人)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	548 (34.3%)	540 (33.7%)	553 (33.9%)	589 (34.7%)	518 (30.2%)	537 (31.0%)
2級	249 (15.6%)	249 (15.5%)	249 (15.2%)	242 (14.3%)	253 (14.8%)	257 (14.8%)
3級	253 (15.9%)	257 (16.0%)	261 (16.0%)	260 (15.3%)	304 (17.7%)	298 (17.2%)
4級	362 (22.7%)	378 (23.6%)	394 (24.1%)	428 (25.2%)	438 (25.6%)	440 (25.4%)
5級	98 (6.1%)	97 (6.0%)	96 (5.9%)	94 (5.5%)	102 (6.0%)	115 (6.6%)
6級	86 (5.4%)	83 (5.2%)	80 (4.9%)	84 (4.9%)	99 (5.8%)	87 (5.0%)
合計	1,596	1,604	1,633	1,697	1,714	1,734

※()内の数値は構成比を表しており、小数点以下第2位を四捨五入している関係で合計しても100%にならないことがあります。



2 療育手帳所持者数の推移

療育手帳の所持者数は、平成28年度末現在で425人と平成23年度末の367人から15.8%増加しています。

(1) 年齢別療育手帳所持者数の推移

平成28年度末の手帳所持者数を年齢別にみると、「17歳以下」が110人、「18～64歳」が302人となっており、64歳以下が全体の大半を占めています。

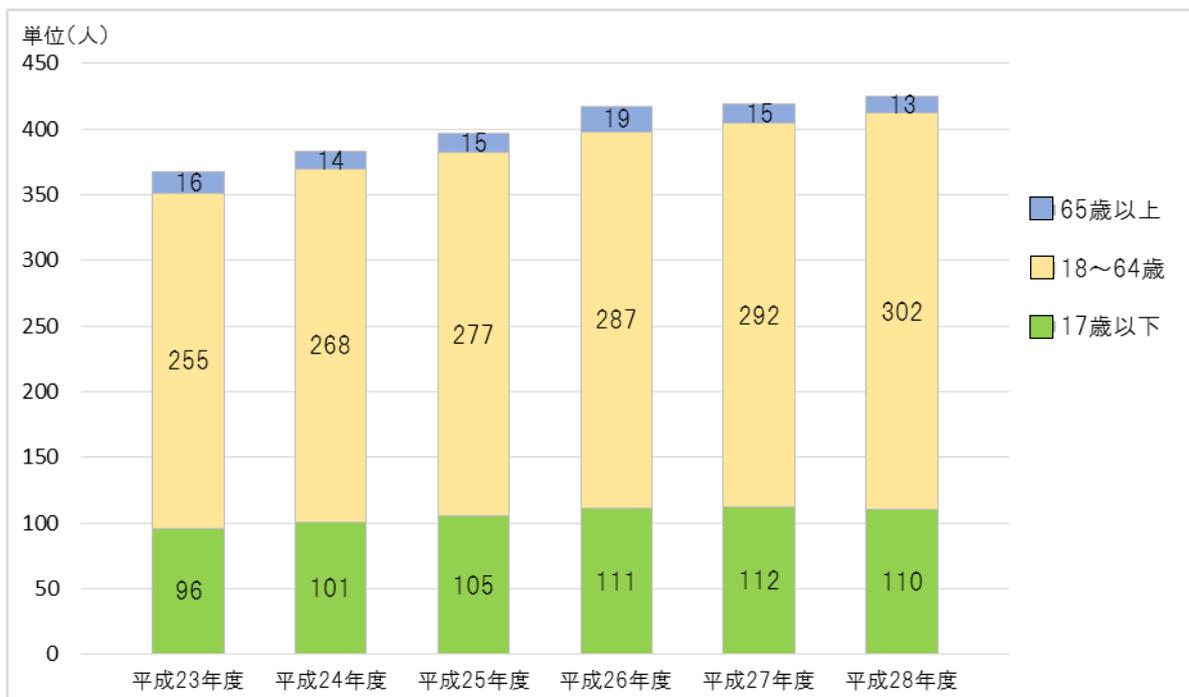
また、平成23年度末から平成28年度末までの手帳所持者数の推移をみると、「18～64歳」は年々増加しており、平成23年度末の255人から平成28年度末には302人と18.4%増加しています。

●年齢別療育手帳所持者数の推移

各年度末現在(人)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
17歳以下	96 (26.2%)	101 (26.4%)	105 (26.4%)	111 (26.6%)	112 (26.7%)	110 (25.9%)
18～64歳	255 (69.5%)	268 (70.0%)	277 (69.8%)	287 (68.8%)	292 (69.7%)	302 (71.1%)
65歳以上	16 (4.4%)	14 (3.7%)	15 (3.8%)	19 (4.6%)	15 (3.6%)	13 (3.1%)
合計	367	383	397	417	419	425

※()内の数値は構成比を表しており、小数点以下第2位を四捨五入している関係で合計しても100%にならないことがあります。



(2) 程度別療育手帳所持者数の推移

平成28年度末の手帳所持者数を程度別にみると、「軽度」が149人と最も多く全体の35.1%を占めています。

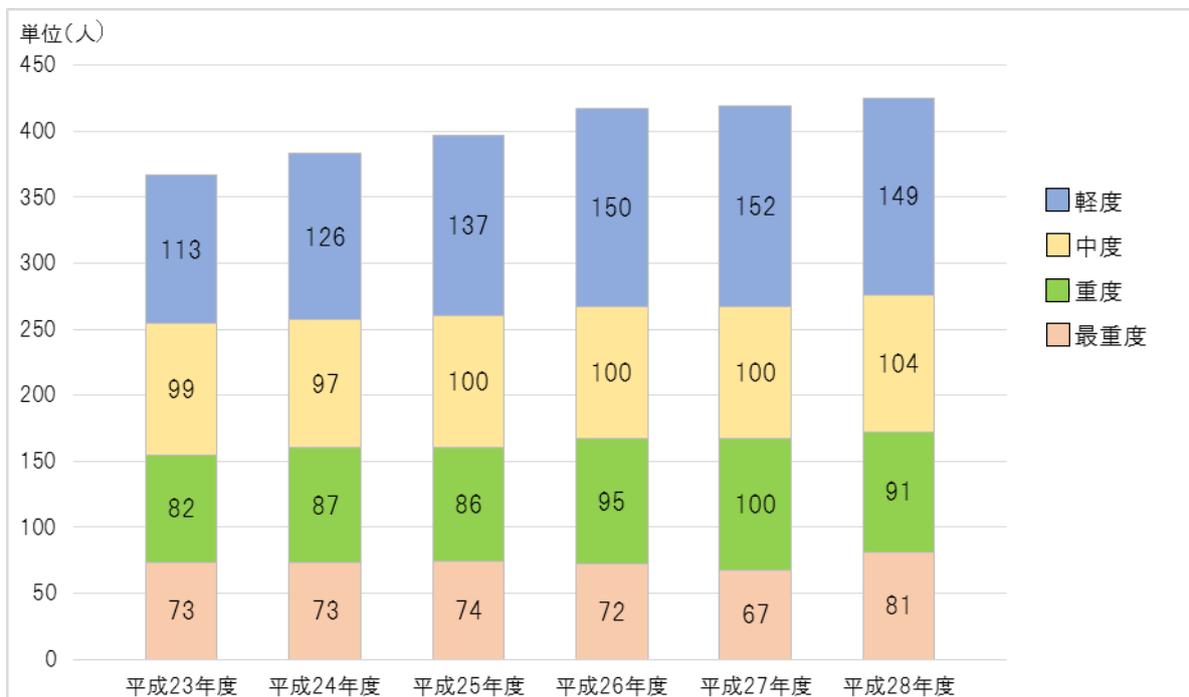
また、平成28年度末の手帳所持者数を平成23年度末と比較すると、全ての区分で増加しています。特に「軽度」は平成23年度末の113人から平成28年度末には149人と31.9%増加しており、手帳所持者全体の増加率を大きく上回っています。

●程度別療育手帳所持者数の推移

各年度末現在(人)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
最重度 (㊤、㊤の1、㊤の2)	73 (19.9%)	73 (19.1%)	74 (18.6%)	72 (17.3%)	67 (16.0%)	81 (19.1%)
重度 (Aの1、Aの2)	82 (22.3%)	87 (22.7%)	86 (21.7%)	95 (22.8%)	100 (23.9%)	91 (21.4%)
中度 (Bの1)	99 (27.0%)	97 (25.3%)	100 (25.2%)	100 (24.0%)	100 (23.9%)	104 (24.5%)
軽度 (Bの2)	113 (30.8%)	126 (32.9%)	137 (34.5%)	150 (36.0%)	152 (36.3%)	149 (35.1%)
合計	367	383	397	417	419	425

※()内の数値は構成比を表しており、小数点以下第2位を四捨五入している関係で合計しても100%にならないことがあります。



3 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成28年度末現在で448人と平成23年度末の285人から57.2%も急増しており、3種類の手帳所持者数の増加率の中で最も高くなっています。

(1) 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

平成28年度末の手帳所持者数を年齢別にみると、「18～64歳」が414人と全体の9割強を占めており、「17歳以下」と「65歳以上」はそれぞれ14人、20人と全体の数%にとどまっています。

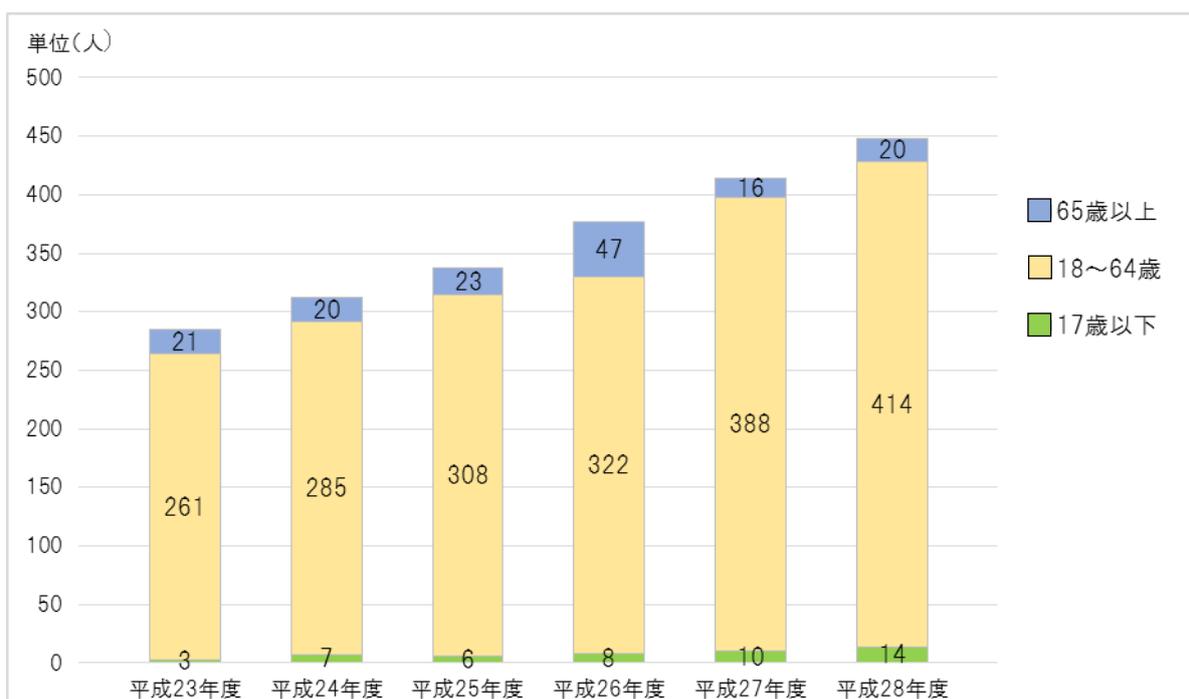
また、平成23年度末から平成28年度末までの手帳所持者数の推移をみると、「18～64歳」は年々増加しており、平成23年度末の261人から平成28年度末には414人と58.6%増加しています。

●年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

各年度末現在(人)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
17歳以下	3 (1.1%)	7 (2.2%)	6 (1.8%)	8 (2.1%)	10 (2.4%)	14 (3.1%)
18～64歳	261 (91.6%)	285 (91.3%)	308 (91.4%)	322 (85.4%)	388 (93.7%)	414 (92.4%)
65歳以上	21 (7.4%)	20 (6.4%)	23 (6.8%)	47 (12.5%)	16 (3.9%)	20 (4.5%)
合計	285	312	337	377	414	448

※()内の数値は構成比を表しており、小数点以下第2位を四捨五入している関係で合計しても100%にならないことがあります。



(2) 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

平成28年度末の手帳所持者数を等級別にみると、「2級」が307人と最も多く全体の7割弱を占めています。

また、平成23年度末から平成28年度末までの手帳所持者数の推移をみると、いずれの区分も増加傾向となっています。特に「2級」は平成23年度末の182人から平成28年度末には307人と68.7%増加しています。

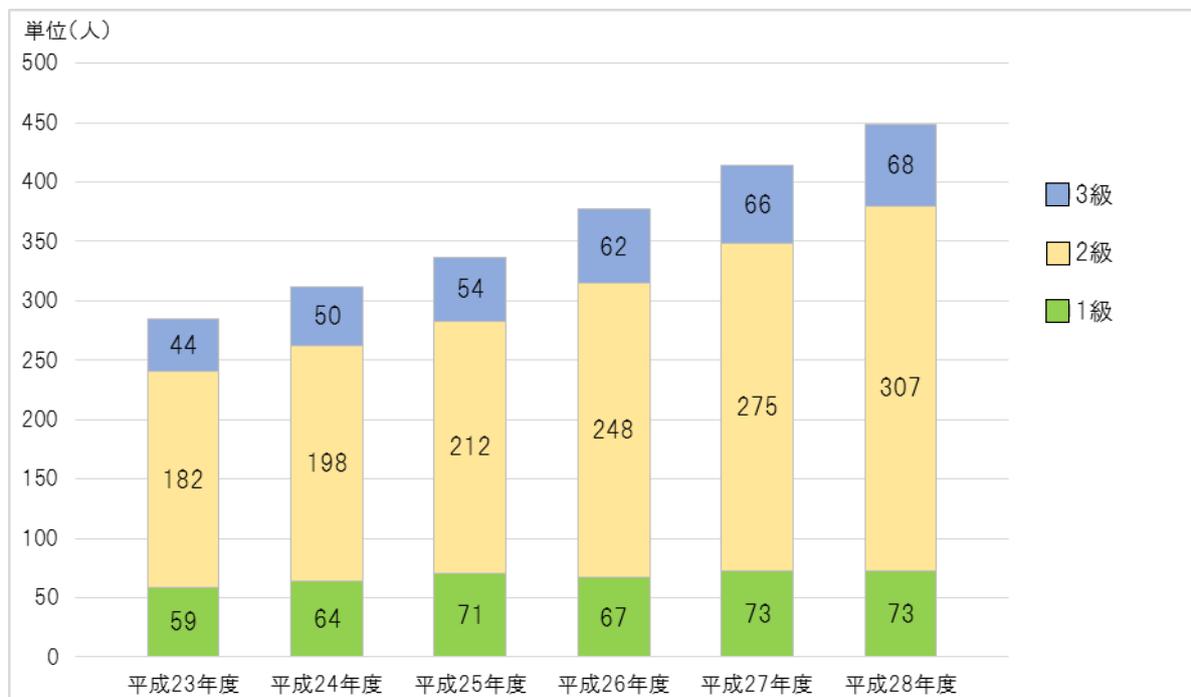
平成28年度末と平成23年度末の等級別構成比を比較すると、「1級」は平成23年度末の20.7%から平成28年度末には16.3%と減少する一方で、「2級」は平成23年度末の63.9%から平成28年度末には68.5%と増加しています。「3級」はほとんど変わっていません。

●等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

各年度末現在(人)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	59 (20.7%)	64 (20.5%)	71 (21.1%)	67 (17.8%)	73 (17.6%)	73 (16.3%)
2級	182 (63.9%)	198 (63.5%)	212 (62.9%)	248 (65.8%)	275 (66.4%)	307 (68.5%)
3級	44 (15.4%)	50 (16.0%)	54 (16.0%)	62 (16.4%)	66 (15.9%)	68 (15.2%)
合計	285	312	337	377	414	448

※()内の数値は構成比を表しており、小数点以下第2位を四捨五入している関係で合計しても100%にならないことがあります。



4 自立支援医療(精神通院)受給者数の推移

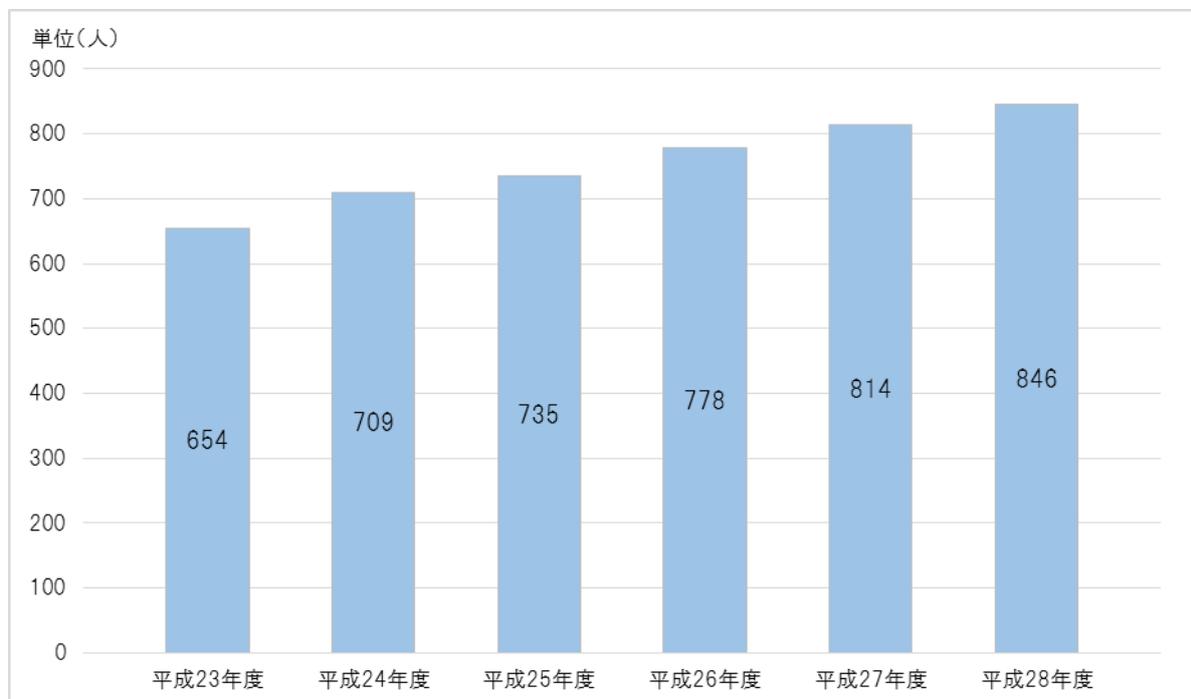
自立支援医療(精神通院)は、精神疾患により、通院による治療を継続する必要がある方の通院医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度です。

受給者数は、年々増加しており、平成28年度末現在で846人と平成23年度末の654人から29.4%増加しています。

●自立支援医療(精神通院)受給者数の推移

各年度末現在(人)

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
654	709	735	778	814	846



5 指定難病医療費助成制度受給者数の推移

指定難病医療費助成制度とは、平成27年1月から施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく新たな難病医療費助成制度で、難病のうち国の指定する疾病(指定難病)に罹患し、一定の要件を満たす方を対象として、当該疾病に対する医療等に係る自己負担分について助成するものです。指定難病は、制度開始時には110疾病でしたが、その後追加され、平成29年4月1日現在で330疾病となっています。

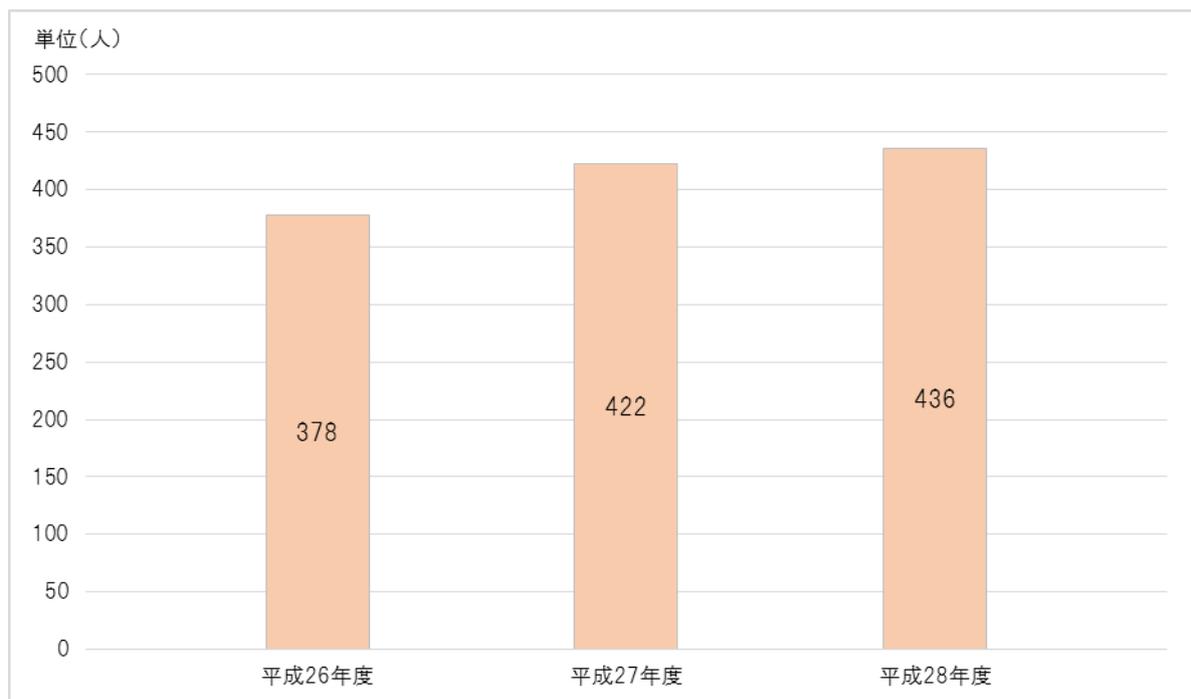
受給者数は、年々増加しており、平成28年度末現在で436人と平成26年度末の378件から15.3%増加しています。

●指定難病医療費助成制度受給者数の推移

各年度末現在(人)

平成26年度	平成27年度	平成28年度
378	422	436

[資料:千葉県疾病対策課]



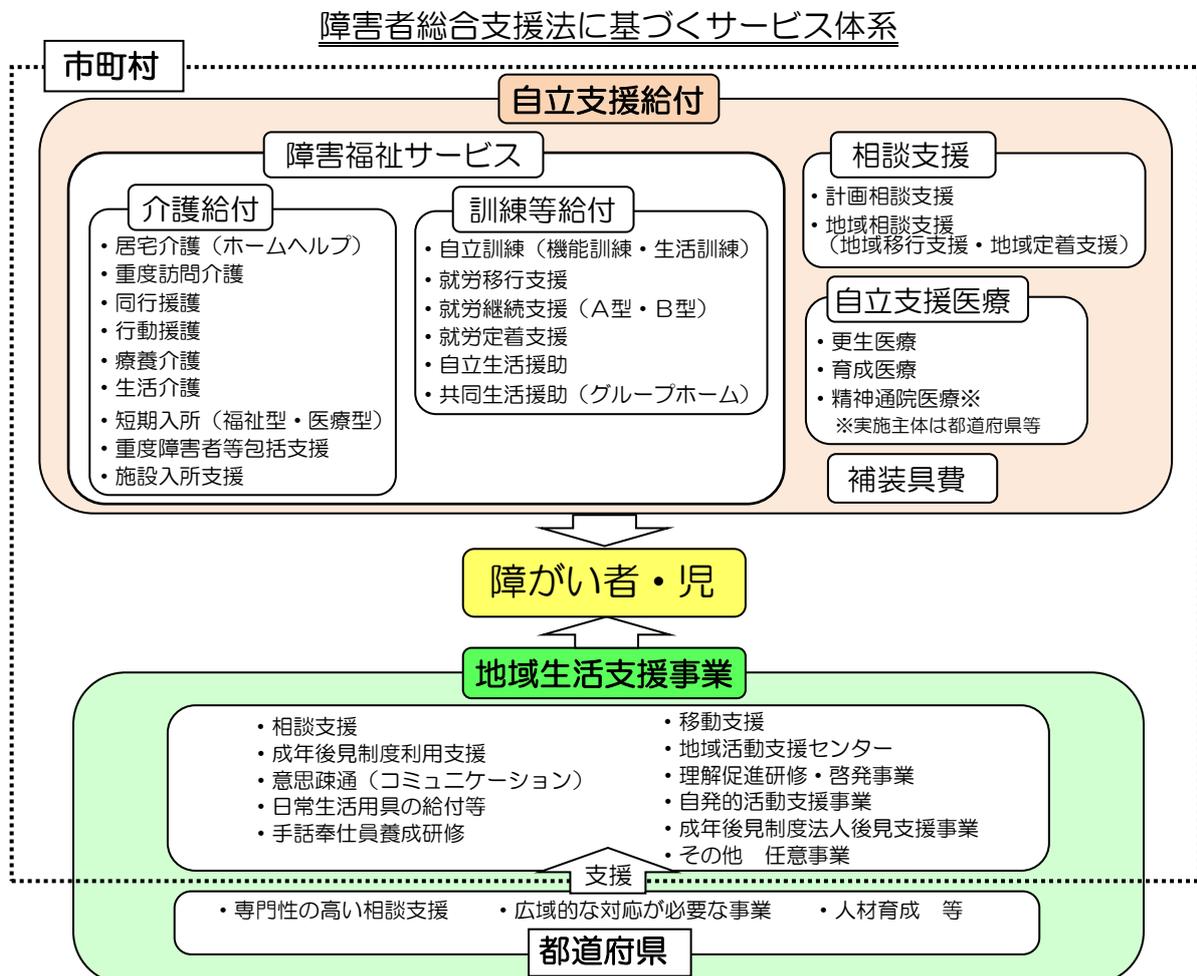
第4章 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス体系

1 障害者総合支援法に基づくサービス体系

障害者総合支援法に基づく障がい者等に対する福祉サービスは、全国一律に提供される「自立支援給付」と、地域の実情に応じて市町村が独自に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」は、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、自立した生活を支援するためのケアマネジメントを行う「相談支援」、従来の精神通院医療、更生医療、育成医療を統合した「自立支援医療」、身体機能を補完、代替する補装具を購入又は修理する費用を支給する「補装具費の支給」に分けられます。

「地域生活支援事業」は、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通（コミュニケーション）支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業等の10の必須事業と地域の実情に応じて市町村の判断により実施する任意事業があります。

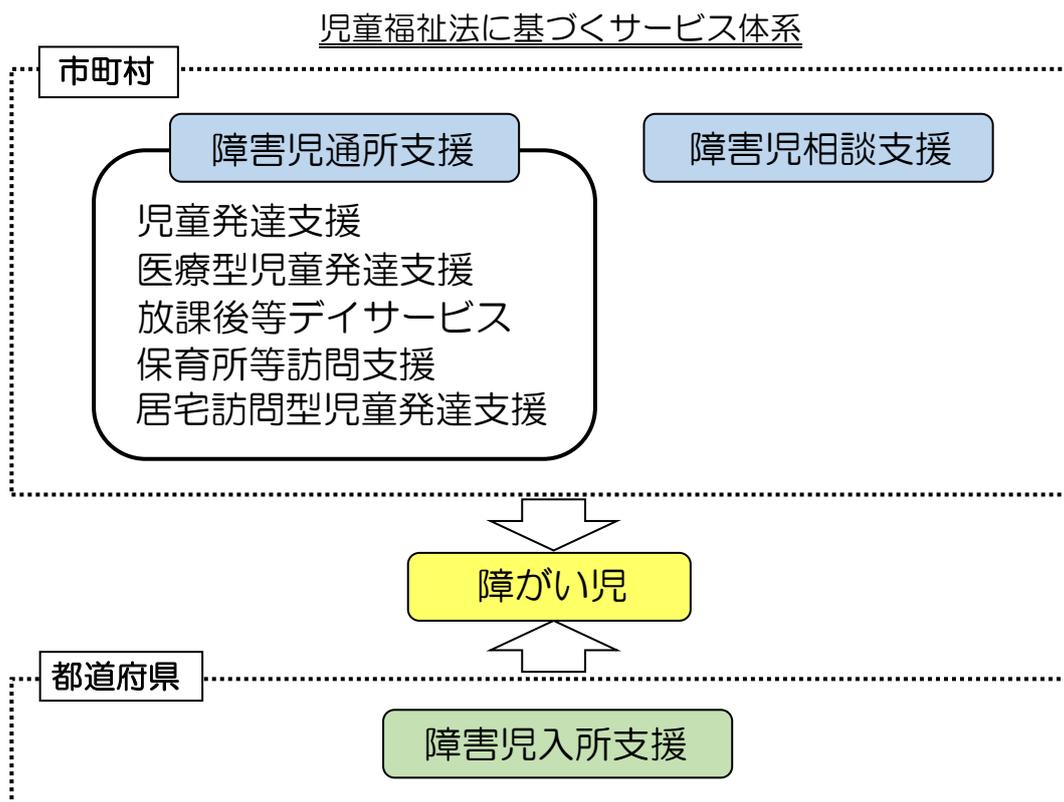


2 児童福祉法に基づくサービス体系

児童福祉法に基づく障がい児に対する福祉サービスは、「障害児通所支援」、「障害児相談支援」、「障害児入所支援」の3つに大別されます。

障害児通所支援には「児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援」があり、このうち、「居宅訪問型児童発達支援」は、平成30年度から創設されるサービスです。

また、「障害児通所支援」と「障害児相談支援」の実施主体は市町村となっています。



3 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正について

障害者総合支援法の附則において、同法の施行後3年を目途として、障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、所要の措置を講ずるものとされていることを踏まえて、平成27年には社会保障審議会障害者部会において見直しに向けた検討が行われ、平成28年5月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立し、一部の規定を除いて平成30年4月から施行されることになりました。

改正内容の概要については、次のとおりです。

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律の概要

(施行期日：平成30年4月1日、但し、2の(3)は平成28年6月3日)

1 障がい者の望む地域生活の支援

(1)「自立生活援助」及び「就労定着支援」の創設

施設入所支援やグループホームを利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスとして「自立生活援助」を新設する。

また、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスとして「就労定着支援」を新設する。

(2) 重度訪問介護の訪問先の拡大

重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする。

(3) 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用

65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢障がい者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう障がい福祉制度により利用者負担を軽減(償還)する仕組みを設ける。

2 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

(1)「居宅訪問型児童発達支援」の創設

重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスとして「居宅訪問型児童発達支援」を新設する。

(2) 保育所等訪問支援の支援対象の拡大

保育所等訪問支援の対象を乳児院や児童養護施設に入所している障がい児に拡大する。

(3) 医療的ケアを要する障がい児に対する支援

医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする。

(4) 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする。

3 サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

(1) 補装具費の支給範囲の拡大(貸与の追加)

補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障がい児の場合等に貸与の活用も可能とする。

(2) 障害福祉サービス等の情報公開制度の創設

都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を創設する。

第5章 第4期計画の実績について

第4期計画の期間(平成27年度～平成29年度)の障害福祉サービス等の利用実績は、次のとおりです。

1 訪問系サービスの利用実績

訪問系サービスの利用実績

サービス名	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	単位
居宅介護	計画	1,097	1,151	1,208	時間/月
		78	83	89	実人/月
	実績	1,141	1,218	1,262	時間/月
		65	73	76	実人/月
重度訪問介護	計画	124	134	134	時間/月
		3	4	4	実人/月
	実績	201	196	193	時間/月
		3	4	4	実人/月
同行援護	計画	107	125	146	時間/月
		11	14	18	実人/月
	実績	133	177	199	時間/月
		14	14	14	実人/月
行動援護	計画	2	2	2	時間/月
		1	1	1	実人/月
	実績	0	0	0	時間/月
		0	0	0	実人/月
重度障害者等包括支援	計画	0	0	0	時間/月
		0	0	0	実人/月
	実績	0	0	0	時間/月
		0	0	0	実人/月

- ・ 居宅介護については、利用時間及び利用者数ともに増加しました。利用時間は、各年度で計画値を上回りましたが、利用者数は各年度で計画値を下回りました。
- ・ 重度訪問介護については、利用時間及び利用者数ともに横ばいでした。利用時間は、各年度で計画値を上回りましたが、利用者数は計画どおりでした。

- 同行援護については、利用時間及び利用者数ともに増加すると見込んでいましたが、利用時間は増加した一方で、利用者数は横ばいでした。
- 行動援護及び重度障害者等包括支援については、利用実績がありませんでした。

2 日中活動系サービスの利用実績

日中活動系サービスの利用実績

サービス名	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	単位
生活介護	計画	1,882	1,920	1,958	延人日/月
		98	100	102	実人/月
	実績	1,852	2,085	2,147	延人日/月
		96	108	113	実人/月
自立訓練(機能訓練)	計画	9	9	9	延人日/月
		1	1	1	実人/月
	実績	44	18	30	延人日/月
		3	1	2	実人/月
自立訓練(生活訓練)	計画	42	50	50	延人日/月
		5	6	6	実人/月
	実績	38	66	116	延人日/月
		4	6	8	実人/月
就労移行支援	計画	405	421	437	延人日/月
		25	26	27	実人/月
	実績	284	291	267	延人日/月
		19	15	15	実人/月
就労継続支援(A型)	計画	23	23	23	延人日/月
		1	1	1	実人/月
	実績	198	188	278	延人日/月
		9	10	14	実人/月
就労継続支援(B型)	計画	1,200	1,248	1,312	延人日/月
		75	78	78	実人/月
	実績	1,172	1,238	1,294	延人日/月
		72	75	82	実人/月
療養介護	計画	4	4	4	実人/月
	実績	4	5	5	実人/月
短期入所(福祉型)	計画	252	254	257	延人日/月
		21	22	23	実人/月
	実績	332	292	300	延人日/月
		22	22	23	実人/月

短期入所(医療型)	計画	3	3	3	延人日/月
		1	1	1	実人/月
	実績	0	3	8	延人日/月
		0	1	2	実人/月

- 生活介護については、利用日数及び利用者数ともに増加しました。平成27年度は、利用日数及び利用者数ともに計画値を下回りましたが、平成28年度以降は計画値を上回りました。
- 自立訓練(機能訓練)については、少ない利用状況ですが、概ね計画を上回る実績となりました。
- 自立訓練(生活訓練)については、利用日数を利用者数で除した1人あたりの利用日数をみると、平成27年度と平成28年度が10日前後となっているのに対して、平成29年度は約15日と大幅に増えています。これは、平成29年度に宿泊型自立訓練の利用を見込んでいることによるものです。
- 就労移行支援については、利用者数は緩やかに増加すると見込んでいましたが、平成27年度が19人、平成28年度と平成29年度が15人と減少傾向で、利用日数及び利用者数ともに各年度で計画値を下回りました。
- 就労継続支援(A型)については、各年度で利用者数を1名と見込んでいましたが、平成27年度が9名、平成28年度が10名、平成29年度が14名と増加し、利用日数及び利用者数ともに各年度で計画値を大きく上回りました。これは、平成27年度に市内に就労継続支援A型事業所が開所したことが大きく影響したものと考えられます。
- 就労継続支援(B型)については、利用日数及び利用者数ともに増加しており、概ね計画どおりの実績となりました。
- 療養介護については、概ね計画どおりの実績となりました。
- 短期入所(福祉型)については、利用日数をみると、平成28年度と平成29年度は平成27年度より1割程度少なくなっていますが、各年度で計画値を上回りました。利用者数は横ばいで、概ね計画どおりの実績となりました。
- 短期入所(医療型)については、自立訓練(機能訓練)と同様、少ない利用状況ですが、計画に近い実績となりました。

3 居住系サービスの利用実績

居住系サービスの利用実績

サービス名	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	単位
グループホーム	計画	22	24	26	実人/月
	実績	28	31	34	実人/月
施設入所支援	計画	60	58	57	実人/月
	実績	52	55	57	実人/月

- グループホーム(共同生活援助)については、利用者数は増加しており、各年度で計画値を上回りました。
- 施設入所支援については、利用者数は緩やかに減少すると見込んでいましたが、増加しました。

4 相談支援の利用実績

サービス名	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	単位
計画相談支援	計画	87	130	174	実人/月
	実績	93	109	118	実人/月
地域移行支援	計画	3	3	3	実人/月
	実績	0.3	0.3	0	実人/月
地域定着支援	計画	32	32	32	実人/月
	実績	33	33	32	実人/月

- 計画相談支援については、利用者数は増加しました。平成27年度は利用者数が計画値を上回りましたが、平成28年度以降は計画値を下回りました。
- 地域移行支援については、ほとんど利用実績はありませんでした。
- 地域定着支援については、利用者数は横ばいで、概ね計画どおりの実績となりました。

5 障害児通所支援等の利用実績

サービス名	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	単位
児童発達支援	計画	184	193	203	延人日/月
		35	37	39	実人/月
	実績	335	407	372	延人日/月
		43	46	48	実人/月
医療型児童発達支援	計画	0	0	0	延人日/月
		0	0	0	実人/月
	実績	0	0	0	延人日/月
		0	0	0	実人/月
放課後等デイサービス	計画	335	352	370	延人日/月
		40	42	44	実人/月
	実績	634	820	1,014	延人日/月
		55	73	87	実人/月
保育所等訪問支援	計画	0	0	0	延人日/月
		0	0	0	実人/月
	実績	0	0	0	延人日/月
		0	0	0	実人/月
障害児相談支援	計画	4	8	13	実人/月
	実績	25	30	36	実人/月

- 児童発達支援については、利用日数は年度により増減がありましたが、各年度で計画値を大きく上回りました。利用者数は増加しており、各年度で計画値を上回りました。これは、放課後等デイサービスと障害児相談支援の利用実績についても言えることですが、平成27年度から平成28年度にかけて市内に児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所がそれぞれ4ヶ所開所したことが大きく影響していると考えられます。
- 医療型児童発達支援及び保育所等訪問支援については、利用実績がありませんでした。
- 放課後等デイサービスについては、利用者数が平成27年度から平成29年度までの2年間で1.1倍になると見込んだのに対して、実績は1.6倍と急増しており、平成29年度には87人と計画値の44人を大きく上回りました。利用日数についても、利用者数の増加に伴って急増しており、平成29年度には1,014日と計画値の370日を大きく上回りました。
- 障害児相談支援については、利用者数は増加しており、各年度で計画値を大きく上回りました。

6 地域生活支援事業の利用実績

(1) 理解促進研修・啓発事業

事業名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位
理解促進研修・啓発事業	計画	有	有	有	実施の有無
	実績	有	有	有	実施の有無

- ・ 障害者週間等の機会を活用し、地域住民に対する理解促進・意識啓発に向けたイベントを企画又は協力等を行っています。

(2) 自発的活動支援事業

事業名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位
自発的活動支援事業	計画	検討	検討	検討	実施の有無
	実績	有	有	有	実施の有無

- ・ 共生社会の実現に向け、障がい者等に対する理解を深めるため、障がい者とその家族、市民等(当事者会・家族会等)が地域において自発的に行う活動に支援を行っています。

(3) 相談支援事業

事業名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位
障害者相談支援事業	計画	1	1	1	か所
	実績	1	1	1	か所
基幹相談支援センター	計画	無	無	有	設置の有無
	実績	無	無	無	設置の有無
基幹相談支援センター等機能強化事業	計画	有	有	有	実施の有無
	実績	有	有	有	実施の有無
住宅入居等支援事業	計画	検討	検討	検討	実施の有無
	実績	無	無	無	実施の有無

- ・ 障害者相談支援事業及び基幹相談支援センター等機能強化事業は、地域活動支援センター I 型(医療法人静和会 地域生活支援センターゆりの木)に委託して行なっています。
- ・ 基幹相談支援センターの設置は、山武圏域(3市3町)の共同設置に向け協議を行っています。
- ・ 住宅入居等支援事業は、実施の検討を行いました、実施にまでは至りませんでした。
- ・ このほかに、県では障害福祉圏域ごとに中核地域生活支援センターが設置され障がい者、高齢者、児童についての相談支援を行なっています。

(4) 成年後見制度利用支援事業

事業名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	単位
成年後見制度利用 支援事業	計画	1	1	1	実人/年
	実績	0	0	0	実人/年

- 成年後見制度利用支援事業については、利用実績がありませんでした。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

事業名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位
成年後見制度法人 後見支援事業	計画	検討	検討	検討	実施の有無
	実績	無	無	無	実施の有無

- 成年後見制度法人後見支援事業については、実施の検討を行いました、実施にまでは至りませんでした。

(6) 意思疎通(コミュニケーション)支援事業

事業名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	単位
手話通訳者派遣事 業	計画	75	75	75	件/年
	実績	97	59	134	件/年
要約筆記者派遣事 業	計画	1	1	1	件/年
	実績	18	5	0	件/年
手話通訳者設置事 業	計画	1	1	1	実人/年
	実績	1	1	1	実人/年

- 手話通訳者等派遣事業は平成28年度は計画を下回ったものの、その他の年度については計画を大きく上回りました。
- 要約筆記者事業は、平成29年度は計画を下回ったものの、その他の年度については計画を大きく上回りました。

(7) 日常生活用具給付事業

用具名	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	単位
介護・訓練支援用具	計画	3	3	3	件/年
	実績	3	4	2	件/年
自立生活支援用具	計画	10	10	10	件/年
	実績	12	16	5	件/年
在宅療養等支援用具	計画	5	5	5	件/年
	実績	2	5	1	件/年
情報・意思疎通支援用具	計画	7	7	7	件/年
	実績	5	8	5	件/年
排せつ管理支援用具	計画	1,240	1,250	1,260	件/年
	実績	1,471	1,440	1,553	件/年
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	計画	2	2	2	件/年
	実績	0	3	3	件/年

- ・ 介護訓練支援用具については、平成29年度においては、わずかに計画を下回る実績となりました。
- ・ 自立生活支援用具については、平成29年度は計画を下回ったものの、その他の年度は計画を上回る実績となりました。
- ・ 在宅療養支援用具については、平成28年度を除き、計画を下回る実績となりました。
- ・ 情報・意思疎通支援用具については、平成28年度を除き、計画を下回る実績となりました。
- ・ 排せつ管理支援用具については計画値を大きく上回りました。
- ・ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)については平成27年度については計画を下回ったものの、その他の年度については計画を上回る実績となりました。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

事業名	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	単位
手話奉仕員養成研修事業 (講座修了者数)	計画	11	11	11	実人/年
	実績	3	4	5	実人/年

- ・ 手話奉仕員養成研修は、講座修了者数は計画値を下回ったものの、3カ年で微増という実績となりました。

(9) 移動支援事業

事業名	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	単位
移動支援事業	計画	2,090	2,090	2,090	時間/年
		14	14	14	実人/年
	実績	2,464	2,332	2,096	時間/年
		25	24	25	実人/年

- ・ 移動支援については、計画を上回る実績となりました。

(10) 地域活動支援センター

事業名	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	単位
地域活動支援センター Ⅰ型	計画	1	1	1	か所
		18	18	18	実人/年
	実績	1	1	1	か所
		75	66	70	実人/年
地域活動支援センター Ⅱ型	計画	—	—	—	か所
		—	—	—	実人/年
	実績	—	—	—	か所
		—	—	—	実人/年
地域活動支援センター Ⅲ型	計画	1	1	1	か所
		2	2	2	実人/年
	実績	1	1	1	か所
		1	2	2	実人/年

- ・ 地域活動支援センターⅠ型事業所については、山武郡市内の自治体で共同して委託(1カ所)し、実施しました。
- ・ 地域活動支援センターⅢ型事業所については、市内にはありませんが、市外の事業所を利用している障がい者がいる場合、運営費の補助を行いました。

(11) その他の事業

事業名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	単位
日中一時支援事業	計画	420	420	420	回/年
	実績	437	427	660	回/年
自動車運転免許取得費・改造費助成事業	計画	2	2	2	件/年
	実績	2	0	1	件/年
知的障害者職親委託事業	計画	7	7	7	実人/年
	実績	6	6	6	実人/年
移動入浴サービス事業	計画	4	4	4	実人/年
	実績	3	3	3	実人/年

- ・ 日中一時支援事業については、計画を上回る実績となりました。
- ・ 自動車運転免許取得費・改造費助成事業については、平成27年度以外は計画を下回る実績となりました。
- ・ 知的障害者職親委託事業については、利用人数の増減はなく、目標をわずかに下回る実績となりました。
- ・ 移動入浴サービス事業については、利用人数の増減はなく、目標をわずかに下回る実績となりました。

第6章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国の定めた基本指針及び本市の現状に基づき、平成32年度における障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

■ 目標設定の考え方

福祉施設に入所している障がいのある人が、自立訓練等のサービスを利用することで、グループホーム、一般住宅等で地域生活に移行できるようになることを目指します。

本市では、平成32年度末までに5人の施設入所者が地域生活へ移行するとともに、平成32年度末での施設入所者数が、平成28年度末時点と比較して2人減少することを目標とします。

■ 数値目標

項目	数値	備考
平成28年度末時点の施設入所者数(A)	55人	
平成32年度末時点の施設入所者数(B)	53人	
削減見込(A-B)	2人	差し引き減少見込
地域生活へ移行する人数	5人	施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行する人数

■ 目標達成に向けた取組みの方向性

施設に入所している障がいのある人が地域生活に円滑に移行するためには、地域で生活を支える体制づくりが重要です。

障害者グループホーム等支援ワーカーや相談支援事業者、関係機関と連携・協力して、障がいのある人に対する相談支援体制の充実を図ることで地域生活への移行を促進します。

また、グループホームなどの居住場所の確保や地域移行支援・地域定着支援の利用推進、訪問系・日中活動系サービスの提供体制の充実、就労・雇用促進に取り組み、地域住民の障がいのある人に対する理解促進・偏見を解消する啓発活動等にも

積極的に取り組んでいきます。

施設入所者が地域生活に移行した場合の主な居住の場となるグループホームの利用者等やグループホームの運営事業者への必要な支援をします。

- ・ 障害者グループホーム等支援ワーカーとの連携・活用
- ・ グループホーム等入居者に対する家賃補助事業の実施
- ・ グループホームの運営事業者に対する運営費補助事業の実施

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■ 目標設定の考え方

精神病床における長期入院患者の地域移行を進めるにあたっては、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを目標とします。

■ 数値目標

項目	数値	備考
市町村における保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1か所	平成32年度末まで設置する保健・医療・福祉関係者による協議の場の数

■ 目標達成に向けた取組みの方向性

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、千葉県は圏域ごとに地域移行支援協議会が設置されており、本市においては、地域移行支援協議会が山武圏域自立支援協議会の関連会議のひとつに位置付けられており、市町村における保健・医療・福祉関係者の協議の場として活用することを含め、山武圏域の各市町、各団体・事業所等の関連機関と連携を図りながら設置をします。

3 地域生活支援拠点等の整備

■ 目標設定の考え方

市町村又は県が定める「障害保健福祉圏域」ごとに、少なくとも一つ障がいのある人の地域での生活を支援する拠点等を整備することを目標とします。

■ 数値目標

項目	数値	備考
地域生活支援拠点等の整備数	1か所	平成32年度末までに地域生活を支援する機能を持った拠点等の数

※地域生活支援拠点…障がい者等の地域生活を支援する機能(相談、グループホーム等への体験の機会や場、緊急時の受入や対応、専門性、地域の体制づくり等)の集約を行う拠点のことで、グループホームや障害者支援施設に付加するものとされています。(拠点を設けず、地域で機能を分散する「面的整備型」も考えられるとされています。)

■ 目標達成に向けた取組みの方向性

整備にあたっては、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制も認められているため、山武圏域の各市町、各団体・事業所等の関連機関と連携を図りながら、機能面、整備手法等の検討を進めます。

4 福祉施設から一般就労への移行

■ 目標設定の考え方

地域で自立した生活をするうえで、“職業を持つ”“生活の糧を得る術を持つ”ことはとても重要なことです。

そこで、一般就労を希望する人が、その能力を最大限活かすことができる職業に就き、安定した職業生活を維持できるように、就労移行から就労定着までの一貫した支援をより一層充実させていく必要があります。

これを踏まえて、福祉施設から一般就労への移行に関して、次のとおり目標を設定します。

■ 数値目標

項目	数値	備考
平成 28 年度の一般就労移行者数	8 人	平成 28 年度に就労移行支援事業等を通じて福祉施設から一般就労に移行した人の数
平成 32 年度の一般就労移行者数	12 人	平成 32 年度に就労移行支援事業等を通じて福祉施設から一般就労に移行する人の数

項目	数値	備考
平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者数	15 人	平成 28 年度末における就労移行支援事業の利用者数
平成 32 年度末の就労移行支援事業利用者数	18 人	平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	備考
平成 32 年度末において就労移行率が3割以上である事業所数	1 か所	市内にある就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上である事業所数

項目	数値	備考
平成 32 年度の就労定着支援事業による職場定着率	8割	平成 32 年度末時点において、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率

■ 目標達成のための取組みの方向性

就労移行支援や平成30年度より創設される就労定着支援等の就労支援サービスについて、質的・量的な充実を図るとともに、自立支援協議会を活用して、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、就労支援事業所などの関係機関との連携を強化し、一体的で総合的な就労支援体制の構築を目指します。

また、特別支援学校などへの各種の情報提供や協力を努めるほか、障がいのある人の雇用について理解促進が図れるよう、民間事業所などに対する啓発活動や障がい者雇用に関する制度の周知を強化します。

市の取り組みとしては、平成25年4月から施行された障害者優先調達推進法において毎年度作成が定められている、物品調達の推進方針に基づき、障害者就労施設等の受注機会の拡大に努めていきます。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

■ 目標設定の考え方

障がい児支援を行うにあたっては、身近な地域において、障がいの種別によらない、質の高い専門的な支援を行える体制を整備していく必要があります。併せて、障がい児のライフステージに沿った、切れ目のない一貫した支援を提供していくとともに、障がいの有無にかかわらず全ての児童がともに成長できる社会を構築していくため、地域の諸関係機関が連携を図っていく必要があります。

これを踏まえて、障がい児支援の提供体制の整備に関して、次のとおり目標を設定します。

■ 数値目標

項目	数 値	備 考
児童発達支援センターの整備	1 か所	平成32年度末までに整備する児童発達支援センターの数
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1 か所	平成32年度末までに保育所等訪問支援事業が利用できる事業所の数
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所	平成32年度末までに確保する重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数
医療的ケア児の支援するための関係機関の協議の場の設置	1 か所	平成32年度末まで設置する医療的ケア児の支援するための関係機関による協議の場の数

■ 目標達成のための取組みの方向性

児童発達支援センターの設置により、センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築のため、社会福祉法人等による民間活力を視野に入れた整備を促進します。

保育所等訪問支援、重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供する事業所が市内には無く、単独設置は難しいことから、受入実績のある事業所との連携や山武圏域での整備を促進し、障がい児支援の提供体制の確保・整備に努めます。

医療的ケア児のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置については、山武圏域自立支援協議会の関連会議のひとつ障がい児部会等の既存の会議の枠組みを活用するなど、山武圏域の各市町、各団体・事業所等の関連機関と連携を図りながら設置をします。

第7章 障害福祉サービス等の見込量とその確保のための方策

1 障害福祉サービス、相談支援及び障害児通所支援等の見込量

本計画における障害福祉サービス、相談支援及び障害児通所支援等のサービス見込量については、第4期計画での障害福祉サービス等の利用実績を踏まえて設定したものです。

下図に障害福祉サービス等の体系を示します。

障害福祉サービスの体系

	訪問系サービス	日中活動系サービス	居住系サービス
介護給付	居宅介護	生活介護	施設入所支援
	重度訪問介護	療養介護	
	同行援護	短期入所 (福祉型・医療型)	
訓練等給付		自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立生活援助
		就労移行支援	グループホーム (共同生活援助)
		就労継続支援 (A型・B型)	就労定着支援

相談支援の体系

計画相談支援	地域相談支援
計画相談支援	地域移行支援
	地域定着支援

障害児通所支援等の体系

障害児通所支援	障害児相談支援
児童発達支援	障害児相談支援
医療型児童発達支援	
放課後等デイサービス	
保育所等訪問支援	
居宅訪問型児童発達支援	

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護(ホームヘルプ)

サービス名	計 画 値			単 位
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
居宅介護	1,312	1,379	1,428	時間／月
	79	83	86	実人／月

「居宅介護」は、障がい者に、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護などを行うサービスです。

サービス見込量は、平成32年度において1月当たり実人数で86人、延べ1,428時間の利用を見込んでいます。

② 重度訪問介護

サービス名	計 画 値			単 位
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
重度訪問介護	193	193	242	時間／月
	4	4	5	実人／月

「重度訪問介護」は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者若しくは精神障がい者であって常に介護を必要とする者に、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等、外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。

サービス見込量は、平成32年度において1月当たり実人数で5人、延べ242時間の利用を見込んでいます。

③ 同行援護

サービス名	計 画 値			単 位
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
同行援護	206	228	235	時間／月
	14	15	15	実人／月

「同行援護」は、視覚障がいにより移動に著しい困難を有する者につき、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供する(代筆、代読を含む)とともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護など外出する際に必要な援助を行うものです。

サービス見込量は、平成32年度において1月当たり実人数で15人、延べ235時間の利用を見込んでいます。

④ 行動援護

サービス名	計 画 値			単 位
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
行動援護	0	12	12	時間／月
	0	1	1	実人／月

「行動援護」は、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護が必要な者に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行うサービスです。

サービス見込量は、平成32年度において1月当たり実人数で1人、延べ12時間の利用を見込んでいます。

⑤ 重度障害者等包括支援

サービス名	計 画 値			単 位
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
重度障害者等包括支援	0	0	0	時間／月
	0	0	0	実人／月

「重度障害者等包括支援」は、常時介護を必要とし、その介護の必要性が著しく高い者に、居宅介護等のサービスを包括的に行うサービスです。

サービス見込量は、現在当該サービスを提供する事業所が県内にないことから見込んでいません。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

サービス名	計 画 値			単 位
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
生活介護	2,261	2,375	2,470	延人日／月
	119	125	130	実人／月

「生活介護」は、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な障がい者に対して、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活上の支援、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供、これらを通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として、必要な介護等を実施するサービスです。

サービス見込量は、平成32年度において1月当たり実人数で130人、延べ2,470日の利用を見込んでいます。

② 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

サービス名	計 画 値			単 位
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
自立訓練(機能訓練)	30	30	45	延人日/月
	2	2	3	実人/月
自立訓練(生活訓練)	116	65	65	延人日/月
	8	7	7	実人/月

「自立訓練(機能訓練)」は、地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障がい者に対して、理学療法や作業療法等の身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援、これらを通じて、地域生活への移行、地域生活を営む能力の向上を目的として、サービス期間を限定し、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、必要な訓練等を実施するサービスです。

「自立訓練(生活訓練)」は、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に対して、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等のサービス機関との連絡調整等の支援、これらを通じて、地域生活への移行、地域生活を営む能力の向上を目的として、サービス利用期間を限定し、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等により、必要な訓練等を実施するサービスです。

平成32年度において、「機能訓練」は1月当たり実人数で3人、延べ45日、「生活訓練」は1月当たり実人数で7人、延べ65日の利用を見込んでいます。

③ 就労移行支援

サービス名	計 画 値			単 位
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
就労移行支援	285	303	320	延人日/月
	16	17	18	実人/月

「就労移行支援」は、一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に応じた就労が見込まれる65歳未満の障がい者に対して、一般就労等への移行に向けての事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援、これらを通じ、適性に合った職場への就労・定着を目的として、サービス提供期間を限定し、必要な訓練、指導を実施するサービスです。

サービス見込量は、平成32年度において1月当たり実人数で18人、延べ320日

の利用を見込んでいます。

④ 就労継続支援(A型・B型)

サービス名	計 画 値			単 位
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
就労継続支援(A 型)	297	337	357	延人日／月
	15	17	18	実人／月
就労継続支援(B 型)	1,341	1,388	1,436	延人日／月
	85	88	91	実人／月

「就労継続支援(A型)」は、就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく継続的就労が可能と見込まれる利用開始時に65歳未満の者に対して、事業所内において、雇用契約に基づく就労の機会の提供を行う事業です。

「就労継続支援(B型)」は、就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用には結びつかない者や一定年齢に達している者など、就労の機会等を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者に対して、雇用契約は締結しない就労や生産活動等の機会を提供する事業です。

平成32年度において、「就労継続支援(A型)」は1月当たり実人数で18人、延べ357日、「就労継続支援(B型)」は1月当たり実人数で91人、延べ1,436日の利用を見込んでいます。

⑤ 就労定着支援

サービス名	計 画 値			単 位
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
就労定着支援	10	10	10	実人／月

「就労定着支援」は、平成30年度より創設されるサービスで、就労移行支援などのサービスを利用して一般就労した人に、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での様々な問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行うものです。

サービス見込量は、平成32年度において1月当たり実人数で10人の利用を見込んでいます。

⑥ 療養介護

サービス名	計 画 値			単 位
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
療養介護	5	6	6	実人／月

「療養介護」は、病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護が必要な障がい者に対して、医療機関において、病院等への長期入院による医学的管理の下、食事や入浴、排せつ等の介護を提供、日常生活上の相談支援、レクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ・聞き取り等のコミュニケーション支援、これらを通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として、必要な介護を実施するサービスです。

サービス見込量は、平成32年度において1月当たり実人数で6人の利用を見込んでいます。

⑦ 短期入所(福祉型・医療型)

サービス名	計 画 値			単 位
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
短期入所(福祉型)	300	300	300	延人日／月
	23	23	23	実人／月
短期入所(医療型)	8	11	11	延人日／月
	2	3	3	実人／月
短期入所合計	308	311	311	延人日／月
	25	26	26	実人／月

「短期入所」は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、その他の施設への短期間の入所を必要とする障がい者等に対し、入浴、排せつ又は食事等の介護や日常生活上の支援を提供するサービスです。

サービス見込量は、福祉型と医療型を合わせて、平成32年度において1月当たり実人数で26人、延べ311日の利用を見込んでいます。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

サービス名	計 画 値			単 位
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
自立生活援助	5	6	6	実人／月

「自立生活援助」は、平成30年度より創設されるサービスで、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい又は精神障がいのある人などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により支援を行うものです。

サービス見込量は、平成32年度において1月当たり実人数で6人の利用を見込んでいます。

② グループホーム

サービス名	計 画 値			単 位
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
グループホーム	36	38	39	実人／月

「グループホーム」は、夜間や休日に、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。また、必要性が認定されている方には、入浴や排せつ、食事等の介護も行います。

サービス見込量は、平成32年度において1月当たり実人数で39人の利用を見込んでいます。

③ 施設入所支援

サービス名	計 画 値			単 位
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
施設入所支援	56	55	53	実人／月

「施設入所支援」は、夜間において、介護が必要な者、通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者に対して、夜間における入浴、排せつ又は食事の介護等を提供することを目的として、障害者支援施設において、必要な介護、支援等を実施するサービスです。

サービス見込量は、平成32年度において1月当たり実人数で53人の利用を見込んでいます。

(4) 相談支援

① 計画相談支援

サービス名	計 画 値			単 位
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
計画相談支援	129	139	148	実人／月

「計画相談支援」は、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する原則全ての方を対象に、支給決定又は支給決定の変更前後に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況の検討及び見直し(モニタリング)を行うサービスです。

サービス見込量は、平成32年度において1月当たり実人数で148人の利用を見込んでいます。

② 地域移行支援

サービス名	計 画 値			単 位
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
地域移行支援	0	1	1	実人／月

「地域移行支援」は、障害者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人を対象に、地域の生活に移行するための相談や住居の確保、サービス提供事業所への同行支援等を行うサービスです。

サービス見込量は、平成32年度において1月当たり実人数で1人の利用を見込んでいます。

③ 地域定着支援

サービス名	計 画 値			単 位
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
地域定着支援	32	33	33	実人／月

「地域定着支援」は、施設や病院から地域の生活へ移行した人や家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある人などに対し、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等の常時相談や訪問等の対応を行うサービスです。

サービス見込量は、平成32年度において1月当たり実人数で33人の利用を見込んでいます。

(5) 障害児通所支援等

① 児童発達支援

サービス名	計 画 値			単 位
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
児童発達支援	379	387	395	延人日／月
	49	50	51	実人／月

「児童発達支援」は、小学校入学前の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練を提供するサービスです。

サービス見込量は、平成32年度において1月当たり実人数で51人、延べ395日の利用を見込んでいます。

② 医療型児童発達支援

サービス名	計 画 値			単 位
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
医療型児童発達支援	0	0	0	延人日／月
	0	0	0	実人／月

「医療型児童発達支援」は、肢体不自由のある児童に対し、医療機関において児童発達支援及び治療を行うサービスです。

サービス見込量は、第4期計画期間において利用実績がなく、また、山武圏域に事業所が存在しないため、見込んでいません。

③ 放課後等デイサービス

サービス名	計 画 値			単 位
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
放課後等デイサービス	1,084	1,154	1,224	延人日／月
	93	99	105	実人／月

「放課後等デイサービス」は、就学している児童に対し、授業の終了後(放課後)や学校の休業日(夏休み等)に、生活能力改善のための訓練を継続的に提供するサービスです。

サービス見込量は、平成32年度において1月当たり実人数で105人、延べ1,224日の利用を見込んでいます。

④ 保育所等訪問支援

サービス名	計 画 値			単 位
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
保育所等訪問支援	0	0	2	延人日／月
	0	0	1	実人／月

「保育所等訪問支援」は、保育所等に通う児童に対し、その施設を訪問し、集団生活に適応できるようになるための専門的な支援を行うサービスです。

サービス見込量は、平成32年度において1月当たり実人数で1人、延べ2日の利用を見込んでいます。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

サービス名	計 画 値			単 位
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
居宅訪問型児童発達支援	0	0	8	延人日／月
	0	0	1	実人／月

「居宅訪問型児童発達支援」は、平成30年度より創設されるサービスで、通所支援を受けるために外出することが難しい重度の障がいがある児童を対象に、居宅を訪問して児童発達支援を提供するサービスです。

サービス見込量は、平成32年度において1月当たり実人数で1人、延べ8日の利用を見込んでいます。

⑥ 障害児相談支援

サービス名	計 画 値			単 位
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
障害児相談支援	43	50	56	実人／月

「障害児相談支援」は、障害児通所支援を利用する、原則全ての方を対象に、支給決定又は支給決定の変更前後に、「障害児支援利用計画」を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況の検討及び見直し(モニタリング)を行うサービスです。

サービス見込量は、平成32年度において1月当たり実人数で56人の利用を見込んでいます。

⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

内容	計画値
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	平成32年度までにコーディネーターを1名配置する。

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進することが求められています。

そこで、山武圏域での配置も含めて検討した上で、平成32年度までに医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを1名配置することを目指します。

2 サービス見込量を確保するための方策

(1) 訪問系サービス

施設入所や入院から地域生活への移行や継続の支援、家族の高齢化(家庭の介護力の低下)等により、今後も訪問系サービスを必要とする方の増加が予想されます。

そこで、事業者に対して広く情報提供を行うなど、訪問系サービス事業者の参入促進を図ることにより、必要なサービス見込み量の確保に努めます。

また、障がいの特性を十分理解し、適切に対応できるヘルパーの養成・確保も重要であることから、県や関係機関などが実施する研修等に関する情報提供を行い、サービスの質の向上を図ります。

同時に、サービスを利用している方に対し、近隣自治体も含めての事業所情報を提供し、必要なサービス量の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

障がいのある人が地域で自立した生活をするためには、訪問系サービスの利用に加え、日中の活動の場が充実していることも重要です。

福祉サービス利用に関するニーズを把握するとともに、事業者に対する国や県などの支援策の周知や新規参入の促進により、充実したサービス提供体制の確保に努めます。

また、福祉施設に通っている方の経済的負担を軽減するため、平成27年度より開始した通所に係る交通費の一部を助成する事業を引き続き実施します。

(3) 居住系サービス

グループホームは、施設入所者や入院している精神障害のある方が地域生活へ移行するための受け皿として必要なものはもちろんですが、現在地域で生活している障がいのある人やその家族の高齢化等による需要も増加が予想されます。

グループホームの設置を促進するため、障がいのある方に対する誤解・偏見が生じないように、障がいに対する正しい理解や知識についての啓発を図るとともに、障害者グループホーム等支援ワーカーや事業者と連携して需要の把握やサービス提供体制の充実に努めます。

施設入所支援は、施設入所者の地域生活への移行を推進する必要がある一方で、真に施設入所支援を必要としている方がその支援を受け、結果として待機者が縮減するように努めます。

(4) 相談支援

適切なケアマネジメントに基づくサービス利用の観点から、平成27年度より障害福祉サービス又は地域相談支援の申請を行う際には、原則として計画相談支援事業所の作成したサービス等利用計画案を提出してもらうことになったこともあり、計画相談支援の利用者数は今後も増加すると見込まれます。

こうした状況を踏まえ、事業者に対して広く情報提供を行う等により、事業者の新規参入を促すとともに、県や関係機関などが実施する研修等に関する情報提供を行い、相談支援専門員の確保及び知識・技術の向上を図ります。

(5) 障害児通所支援等

障がいのある児童への発達支援にあたっては、乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない一貫した効果的な支援が重要であることから、保健、医療、保育、教育などの関係機関や市関係部署との連携を進めるとともに、自立支援協議会を活用することにより重層的なサービス提供体制の整備に努めます。

また、児童発達支援、放課後等デイサービス及び障害児相談支援については、市内の事業所数が増加しており、量的な提供体制は充実してきていることから、今後は、サービスの質の向上を図っていきます。

第8章 地域生活支援事業

1 概要

地域生活支援事業は、障がい者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を計画的に実施することで、障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すものです。

市町村の実施する地域生活支援事業については、相談支援事業や意思疎通(コミュニケーション)支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業など10事業を必須事業とし、その他市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を任意事業として実施することができるとされています。

2 事業の種類

○ 市町村の実施する地域生活支援事業

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 相談支援事業
- (4) 成年後見制度利用支援事業
- (5) 成年後見制度法人後見支援事業
- (6) 意思疎通支援事業
- (7) 日常生活用具給付事業
- (8) 手話奉仕員養成研修事業
- (9) 移動支援事業
- (10) 地域活動支援センター
- (11) 任意事業

※ (1)～(10)については必須事業です。

3 各事業のサービス見込量とその確保のための方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除くため、地域住民に対し理解を深めるための研修や啓発を行うことにより、共生社会の実現を図ります。

事業名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	単位
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	実施の有無

〔見込量を確保するための方策〕

市の関連部署やその他山武圏域を含めた関係機関等と連携・協力しながら、障がい者等に対する理解を深めてもらうための啓発活動等を行うよう努めます。

(2) 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援し、共生社会の実現を図ります。

事業名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	単位
自発的活動支援事業	有	有	有	実施の有無

〔見込量を確保するための方策〕

障がい者等やその家族、地域住民等が行う自発的活動や、お互いの悩みの共有、情報交換等を行うことへの支援に努めます。

(3) 相談支援事業

障がい者等からの相談に応じ、福祉サービスにかかる情報の提供と利用の支援、権利擁護のために必要な支援を行ないます。

事業名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	単位
障害者相談支援事業	1	1	1	か所
基幹相談支援センター	無	無	有	設置の有無
基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有	実施の有無
住宅入居等支援事業	実施に向けた検討			実施の有無

〔見込量を確保するための方策〕

障害者相談支援事業及び市町村相談支援機能強化事業については、地域活動支援センター I 型に委託して実施します。

基幹相談支援センターについては、山武圏域での設置を目指します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

知的障がい又は精神障がいにより判断能力が十分でない状態にある方に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ります。

事業名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	単位
成年後見制度利用支援事業	1	1	1	実人／年

〔見込量を確保するための方策〕

関係機関と連携し、成年後見制度の周知や利用の支援をします。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことのできる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

事業名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	備考
成年後見制度法人後見支援事業	実施に向けた検討			

〔見込量を確保するための方策〕

法人後見を行うことのできる団体について、近隣自治体や関係機関等と連携して検討を進めていきます。

また、法人後見実施に必要な研修について行う場合も、同じく近隣自治体等と連携して実施に向けた検討に努めます。

(6) 意思疎通(コミュニケーション)支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者を派遣するなどして意思疎通(コミュニケーション)の円滑化を図ります。

事業名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	単位
手話通訳者派遣事業	90	90	90	件／年
要約筆記者派遣事業	1	1	1	件／年
手話通訳者設置事業	1	1	1	実人／年

〔見込量を確保するための方策〕

手話通訳者や要約筆記者の派遣事業及び手話通訳者設置事業は、引き続き適切な技術を持つ者の派遣・設置に努めます。

(7) 日常生活用具給付事業

障がい者等の日常生活上の便宜を図るため、介護・訓練支援用具等の日常生活用具を給付します。

用具名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	単位
介護・訓練支援用具	3	3	3	件／年
自立生活支援用具	10	10	10	件／年
在宅療養等支援用具	5	5	5	件／年
情報・意思疎通支援用具	7	7	7	件／年
排せつ管理支援用具	1,560	1,570	1,580	件／年
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	2	2	2	件／年

※ 支援用具の内容

介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット等
自立生活支援用具	入浴補助用具、歩行支援用具等
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、視覚障害者用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、聴覚障害者用通信装置、拡大読書器等
排せつ管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等
居宅生活動作補助用具	段差解消や手すり等の設置をする改修費の一部助成

〔見込量を確保するための方策〕

利用実績及び利用の増加率をもとに、適正な予算の確保に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進等を推進するため、手話で日常会話を行うのに必要な手話表現技術等を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。

事業名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	単位
手話奉仕員養成研修事業 (講座修了者数)	5	5	5	実人／年

〔見込量を確保するための方策〕

山武郡市広域行政組合が共同処理事務として養成講座を実施しており、養成講座の実施について広く周知を行い、受講者の募集に努めます。

(9) 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がい者等を対象に、外出のための支援を行なうことで、障がい者の自立生活及び余暇活動等の社会参加を促します。

障がい者と支援者の1人対1人による「個別支援型」と、同時に複数の移動困難者を支援する「複数(グループ)支援型」があります。

事業名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	単位
移動支援事業	2,100	2,100	2,100	時間/年
	25	25	25	実人/年

〔見込量を確保するための方策〕

利用実績をもとに、適正な予算の確保に努めます。

(10) 地域活動支援センター

地域の実情に応じ、創作的活動や生産活動の機会の提供のほか、社会との交流の促進など多様な活動の場を設ける事業です。この事業を通じて障がい者等の地域生活の内容の充実を図ることを目指します。

※ 地域活動支援センターの区分

I 型	<ul style="list-style-type: none"> ● 1日当たりの実利用人員が概ね20名以上 ● 専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等を行います。相談支援事業を併せて実施ないし委託を受けていることを要件とします。
II 型	<ul style="list-style-type: none"> ● 1日当たりの実利用人員が概ね15名以上 ● 地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
III 型	<ul style="list-style-type: none"> ● 1日当たりの実利用人員が概ね10名以上 ● 地域の障がい者等のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業です。(概ね5年以上の実績を有し、安定した運営を図っていること。) ● 自立支援給付に基づく事業所に併設されている場合もあります。

事業名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	単位
地域活動支援センター I 型	1	1	1	か所
	70	70	70	実人/年
地域活動支援センター II 型	—	—	—	か所
	—	—	—	実人/年
地域活動支援センター III 型	1	1	1	か所
	2	2	2	実人/年

〔見込量を確保するための方策〕

地域活動支援センターⅠ型事業は、山武圏域(3市3町)の共同で委託して行っています。(1か所)

地域活動支援センターⅢ型事業については、市内には事業所はありませんが、市外のⅢ型事業所へ通所する障がい者がいる場合、運営費の補助を行います。

(11) 任意事業

任意事業として本市が実施する地域生活支援事業は、次のとおりです。

① 日中一時支援事業

在宅で介護している家族の急用や一時的な休息のため、また日中活動の場や放課後対策として、障がい者又は障がい児を一時的に預かり、必要な支援を行い、家族の介護負担の軽減等を図ります。

事業名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	単位
日中一時支援事業	660	660	660	回/年

② 自動車運転免許取得費・改造費助成事業

障がいのある人が自動車運転免許の取得及び自動車の改造をする際に要する費用の一部を助成します。

事業名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	単位
自動車運転免許取得費・改造費助成事業	2	2	2	件/年

③ 知的障害者職親委託事業

知的障がい者を一定期間、知的障がい者の更生に熱意のある事業経営者等の私人(職親)に預け、生活指導及び技能習得訓練を行います。

事業名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	単位
知的障害者職親委託事業	6	6	6	実人/年

④ 移動入浴サービス事業

家庭において自力あるいは家族のみでは入浴困難な方に対して、訪問により入浴サービスを提供します。

事業名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	単位
移動入浴サービス事業	3	3	3	実人/年

〔見込量を確保するための方策〕

各事業とも利用実績をもとに、適正な予算の確保に努めます。

第9章 計画の推進のために

1 計画達成状況の点検及び評価

本計画の進行管理を適正に行うため、各年度において目標の達成状況を点検・評価し、その結果を踏まえて必要な対応を図ります。

また、山武圏域自立支援協議会を中心として、計画の推進に必要な事項の検討を行います。

2 関係機関等との連携

山武圏域自立支援協議会をはじめ、山武圏域の市町・保健・医療・就労・教育などの関係機関等との連携を図り、幅広い協力体制を得ながら計画を推進していきます。

また、専門的・広域的な対応が望ましい施策については、県及び山武圏域の市町と連携・協力して取り組むことで、より効果的な推進を図ります。

第5期東金市障害福祉計画・第1期東金市障害児福祉計画

発行年月：平成30年3月

発行・編集：東金市 市民福祉部 社会福祉課

〒283-8511 千葉県東金市東岩崎1番地1

TEL 0475(50)1167

FAX 0475(50)1232